

大学共同利用機関法人自然科学研究機構建設工事等競争契約参加資格審査要領

平成 16 年 4 月 1 日
機構長決定

(趣旨)

第 1 大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）における施設整備事業に伴う競争契約参加資格審査については、大学共同利用機関法人自然科学研究機構会計規程（平成 16 年自機規程第 25 号）その他の規程等又はこれらに基づく特別の定めのあるものほか、この要領の定めるところによる。

(一般競争参加者の資格)

第 2 一般競争契約参加資格については、一般競争参加者の資格（平成 13 年文部科学大臣決定）を準用するものとする。この場合において、同決定中「契約担当官等」とあるのは「契約事務責任者」と、「会計法」及び「予算決算及び会計令」とあるのは「大学共同利用機関法人自然科学研究機構会計規程等」と読み替えるものとする。

(一般競争参加者の資格制限)

第 3 一般競争参加者の資格制限については、一般競争参加者の資格制限（平成 13 年文部科学大臣決定）を準用するものとする。この場合において、同決定中「予算決算及び会計令」とあるのは「大学共同利用機関法人自然科学研究機構会計規程等」と、「契約担当官等」とあるのは「契約事務責任者」と読み替えるものとする。

(指名競争参加者の資格)

第 4 指名競争参加者の資格については、指名競争参加者の資格（平成 13 年文部科学大臣決定）を準用するものとする。この場合において、同決定中「予算決算及び会計令」とあるのは「大学共同利用機関法人自然科学研究機構会計規程等」と読み替えるものとする。

(指名基準)

第 5 指名基準については、指名基準（平成 13 年文部科学大臣決定）を準用するものとする。この場合において、同決定中「予算決算及び会計令」とあるのは「大学共同利用機関法人自然科学研究機構会計規程等」と、「契約担当官等」とあるのは「契約事務責任者」と読み替えるものとする。なお、指名基準の運用については、予算決算及び会計令第 96 条第 1 項の規定による競争に参加する者を指名する場合の基準の運用について（平成 20 年文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知 19 文科施第 461 号）の通知を準用するものとする。この場合において、同通知中「予算決算及び会計令」とあるのは「大学共同利用機関法人自然科学研究機構会計規程等」と、「文部科学省」とあるのは「大学共同利用機関法人自然科学研究機構」と、「契約担当官等」とあるのは「契

約事務責任者」と読み替えるものとする。

(特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格)

第6 特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格については、特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格（平成13年文部科学大臣決定）を準用するものとする。この場合において、同決定中「予算決算及び会計令」とあるのは「大学共同利用機関法人自然科学研究機構会計規程等」と、「契約担当官等」とあるのは「契約事務責任者」と読み替えるものとする。

(建設工事及び設計・コンサルティング業務に係る一般競争参加資格等の取扱い)

第7 建設工事及び設計・コンサルティング業務に係る一般競争参加資格等の取扱いについては、建設工事及び設計・コンサルティング業務に係る一般競争参加資格等の取扱いについて（令和2年文部科学省文教施設企画・防災部長通知2文科施第312号）の通知を準用するものとする。

(建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格者として認める者)

第8 文部科学省において建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格認定通知書を受けた者は、機構における建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格者とみなす。

(設計・コンサルティング業務に係る一般競争参加者の資格を持つ者として認める者)

第9 文部科学省において設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格認定通知書を受けた者は、機構における設計・コンサルティング業務の一般競争（指名競争）参加資格者とみなす。

(機構で実施する資格審査)

第10 契約事務責任者は、第8及び第9に規定する者以外の者で一般競争入札に参加しようとする者から一般競争参加者の資格の審査について申請を受けたときは、文部科学省の定める審査に関する取扱いに準じて審査し、適当であると認められる場合には、資格を与えるものとする。

(共同企業体等の取扱い)

第11 共同企業体等の取扱いについては、共同企業体等の取扱いについて（平成14年文部科学省大臣官房文教施設部長・会計課長通知14文科施第252号）及び「共同企業体等の取扱いについて」の事務処理について（平成19年文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知18施企第63号）の通知を準用するものとする。これらの場合において、同通知中「予算決算及び会計令」とあるのは「大学共同利用機関法人自然科学研究機構会計規程等」と、「支出負担行為担当官」及び「関係部局の長」とあるのは「契約事務責任者」と、「文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年1月6日文部科学省訓令第22号）別記第2号様式」とあるのは「大学共同利用機関法人自然科学研究機構契約事務取扱要領（平成18年機構長決定）第4号様式」と読み替えるものとする。

2 特定建設工事共同企業体の運用については、文部科学省所管の発注工事における特定建設工事共同企業体の運用について（平成18年文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知18施施企第6号）の通知を準用するものとする。

（共同企業体に係る同種工事経験等の取扱い）

第12 競争入札における共同企業体に係る同種工事経験等の取扱いについては、一般競争入札方式等における共同企業体に係る同種工事経験等の取扱いについて（平成14年文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室長通知13施施企第42号）の通知を準用するものとする。

（指名停止の措置要領）

第13 指名停止の措置要領については、次のとおりとする。

一 工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領については、建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について（平成18年文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知17文科施第345号）の通知及び特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱いについて（平成18年文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知18施施企第7号）の通知を準用するものとする。この場合において、同通知中「支出負担行為担当官」とあるのは「契約事務責任者」と読み替えるものとする。

二 設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについては、設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて（平成18年文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知17文科施第346号）の通知を準用するものとする。

三 指名停止等措置に係る苦情処理手続要領及び設計・コンサルティング業務の請負契約に関する指名停止等措置に係る苦情処理手續要領の取扱いについては、指名停止等措置に係る苦情処理手續要領について（平成18年文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知18文科施第181号）の通知を準用するものとする。この場合において、同通知中「支出負担行為担当官」とあるのは「契約事務責任者」と、「会計法第13条第1項に規定する」とあるのは「大学共同利用機関法人自然科学研究機構会計規程第18条に定める」と、「速やかに文教施設企画部長に対して」をあるのを「速やかに機構長に報告し、機構長は文教施設企画部長に対して」と読み替えるものとする。

（情報公開）

第14 競争参加資格及び基準等に関する情報公開については、工事に係る競争参加資格及び基準等に関する事項の公表について（平成13年文部科学省大臣官房文教施設部長通知13文科施第63号）の通知を準用するものとする。この場合において、同通知中「文部科学省」とあるのは「大学共同利用機関法人自然科学研究機構」と、「文教施設企画部施設企画課契約情報室」とあるのは「事務局」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年1月20日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年7月27日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年12月18日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月30日から適用する。

附 則（令和5年3月28日改正）

この要領は、令和5年4月1日から適用する。